

# 岐阜県公報

第三十九号  
令和元年九月十七日  
(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)二三九

### 告示

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例第二條第三項の知事が定める区域に関する告示

(危機管理政策課)二三九

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例別表第一、別表第二各号並びに別表第三第二号及び第三号の知事が定める区域に関する告示

(同)二四〇

### 公示

公共測量の実施

(用地課)二四〇

## 規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三農林事務所長の部四の項中、「農業協同組合中央会」を削る。

附則

この規則は、令和元年九月三十日から施行する。

## 告示

岐阜県告示第二百八号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十七号)第二條第三項の知事が定める区域を次のとおり定め、令和元年十二月一日から適用する。

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例第二條第三項の知事が定める区域に関する告示(平成二十八年岐阜県告示第五百七号)は、令和

元年十一月三十日限り廃止する。

令和元年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

〔次〕は、省略し、その図面を岐阜県危機管理部危機管理政策課及び岐阜県飛騨県事務所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百九号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十七号）別表第一、別表第二各号並びに別表第三第二号及び第三号の知事が定める区域を次のとおり定め、令和元年十二月一日から適用する。

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例別表第一並びに別表第二第二号及び第三号の知事が定める区域（平成二十六年岐阜県告示第六百七号）は、令和元年十一月三十日限り廃止する。

令和元年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

〔次〕は、省略し、その図面を岐阜県危機管理部危機管理政策課及び岐阜県飛騨県事務所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業期間

令和元年八月二十日から  
令和二年三月十日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町及び安八郡安八町

令和元年九月十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社